

第5章 緑の将来像

5-1 本市における緑の将来像

崖線等の地形がもたらした農や湧き水の風景、野川や多摩川沿いの自然と人々の暮らし、まちの中の雑木林や公園・緑地と多様な生態系、これらは調布の緑を語る上で欠かせない要素で、まちが発展しながらも、こうした緑と人々は共生してきました。

人口減少社会や地球環境の変化への対応といった課題に向き合う時代においては、これまで同様に調布らしい緑環境を守り、作りだしていくことが、市民が安心して住み続けることができるまちの形成につながります。そのために、人が緑を育て、緑が人を守る共助関係を構築することが緑のまちづくりとして求められています。

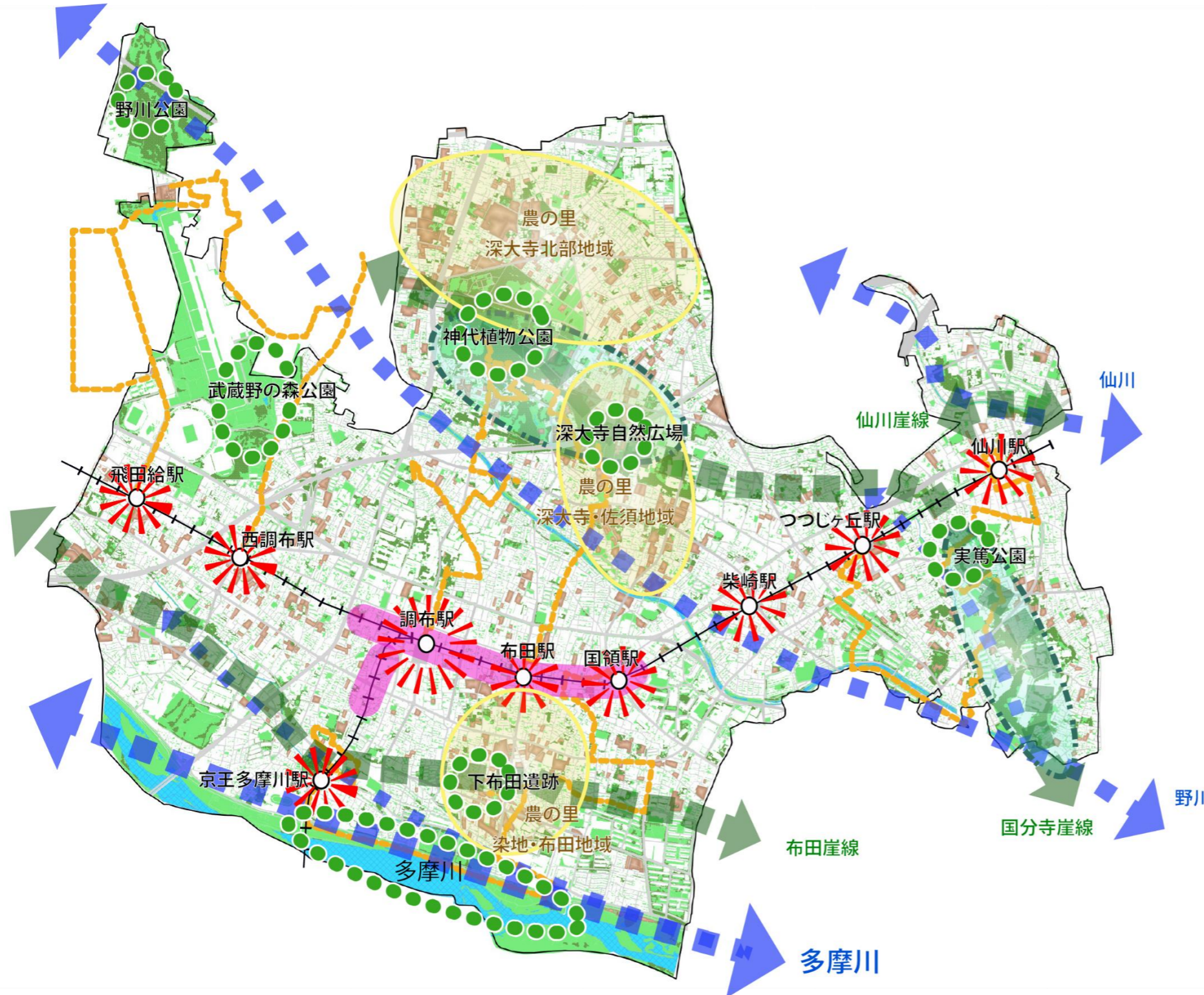
本計画は、本市の緑の特徴を最大限活かし、緑の将来像として、調布らしいぬくもりのある緑や水を、世代を超えて守り育て、“ひと・みず・みどりが調和するまち”を目指します。

緑の将来像 ひと・みず・みどりが調和するまち 調布



緑の将来像（イメージ図）

本市の緑は、国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線の三崖線や、多摩川・野川・仙川・その他用水路といった水系の軸に加え、歴史文化性や地域に根差した固有性を備えた緑の拠点や、都市と調和した農の空間、にぎわいに囲まれた鉄道駅周辺等を、人々の活動で結ぶことで、空間的な繋がりを超えた、緑のネットワークの形成を目指します。



凡例

- 公園・緑地等
- 樹林地
- 農地
- 鉄道敷地跡地
- ⊙ 調布の森
 - … 広域的に大きな樹林が生い茂り、武蔵野の原風景を感じることができる緑
- ⊙ シンボルとなる緑
 - … 地域固有の自然や歴史文化とふれあい、地域内外にとって、アイデンティティとなる緑
- ⊙ みのり 農の里
 - … 住宅に囲まれながらも農地が集まり、都市と調和した農景観を形成するエリア
- ⊙ 駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり
 - … 多くの人が行き交う駅周辺で、緑と花の彩りで人々をもてなす空間
- こみち ふれあいの小径
 - … 緑と歴史文化のある地域資源を結び、そこを歩くことで調布市の魅力を感じることができるみち
- ⇄ 崖線の軸
- ⇄ 水の軸

5-2 基本目標

将来像の実現のためには、市民ニーズの充足や地域課題等の解決に資する質の高い緑の創出、市民が安心感を得られるような緑や水の質の維持、持続的な緑のまちづくりの推進等が必要になります。そこで、基本目標を以下のように設定します。

基本目標1：調布らしいぬくもりのある緑や水の保全と活用

- ・市民が安心感を得られるような緑や水の質の維持のため、市内の緑の骨格である調布らしさを象徴する豊かな緑や水環境について維持・保全を行い、市民に愛される緑の形成を図ります。

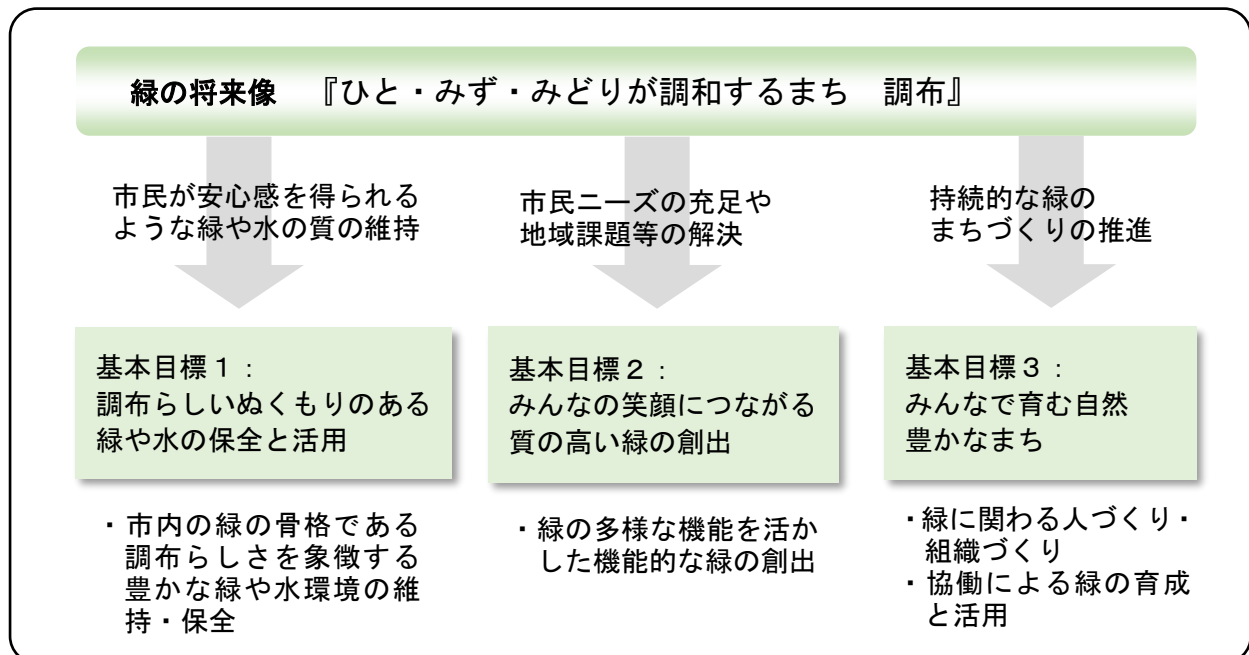
基本目標2：みんなの笑顔につながる質の高い緑の創出

- ・市民ニーズの充足や地域課題等の解決のため、緑の多様な機能を活かしながら、機能的な緑の創出を行い、市民に必要とされる、身近で親しみやすい、魅力的な緑の形成を図ります。

基本目標3：みんなで育む自然豊かなまち

- ・持続的な緑のまちづくりを推進するため、緑に関わる人づくり・組織づくりに取り組みつつ、協働による緑の育成と活用を行い、人々の手で育み、楽しめる緑の形成を図ります。

将来像と基本目標の関係



5-3 施策の方針

基本目標の達成に向けて、方針を以下のように設定します。

施策方針1：歩いて行ける範囲内での都市公園等の整備

- ・みんなの笑顔につながる公園利用を促進するため、歩いて行ける範囲（誘致圏）内に、都市公園等を配置します。

施策方針2：緑と公園の質の向上と適正な管理

- ・質の高い緑を創出するため、調布市の緑や公園の質に関する市民満足度の向上を目指します。令和元年10月現在の緑に関する満足度は69.3%、公園の質に関する満足度は23.9%となっています。そのために景観や防災性に優れた、質の高い公園や緑の整備・維持・管理と利用促進を図ります。

施策方針3：市を象徴する多様な水と緑の保全と活用

- ・崖線などのまとまった樹林地や河川や湧水などの水環境、都市農地、寺社等の歴史ある緑といった市を象徴する多様な緑の保全と活用を図ります。調布らしい緑を保全し、現在のみどり率（34.1%）を維持します。

施策方針4：身近な緑の創出と保全

- ・公共施設や民間施設の緑地などに付随する身近な緑について、創出と保全を図ります。行政と民間が一体となって、維持管理に努め、身近で快適な緑の環境と景観を形成します。

施策方針5：生物多様性に配慮した緑と水のまちづくり

- ・これまでの計画では、人を中心とした緑と水のまちづくりを進めてきましたが、緑の持つ重要な機能のひとつである生物多様性への配慮を加え、市内が水と緑と花でつながることで、人を含むすべての生き物にとって、心地の良い緑の環境形成を図ります。みんなで緑を育てる取組を推進し、まち全体で緑が循環するまちづくりを目指します。

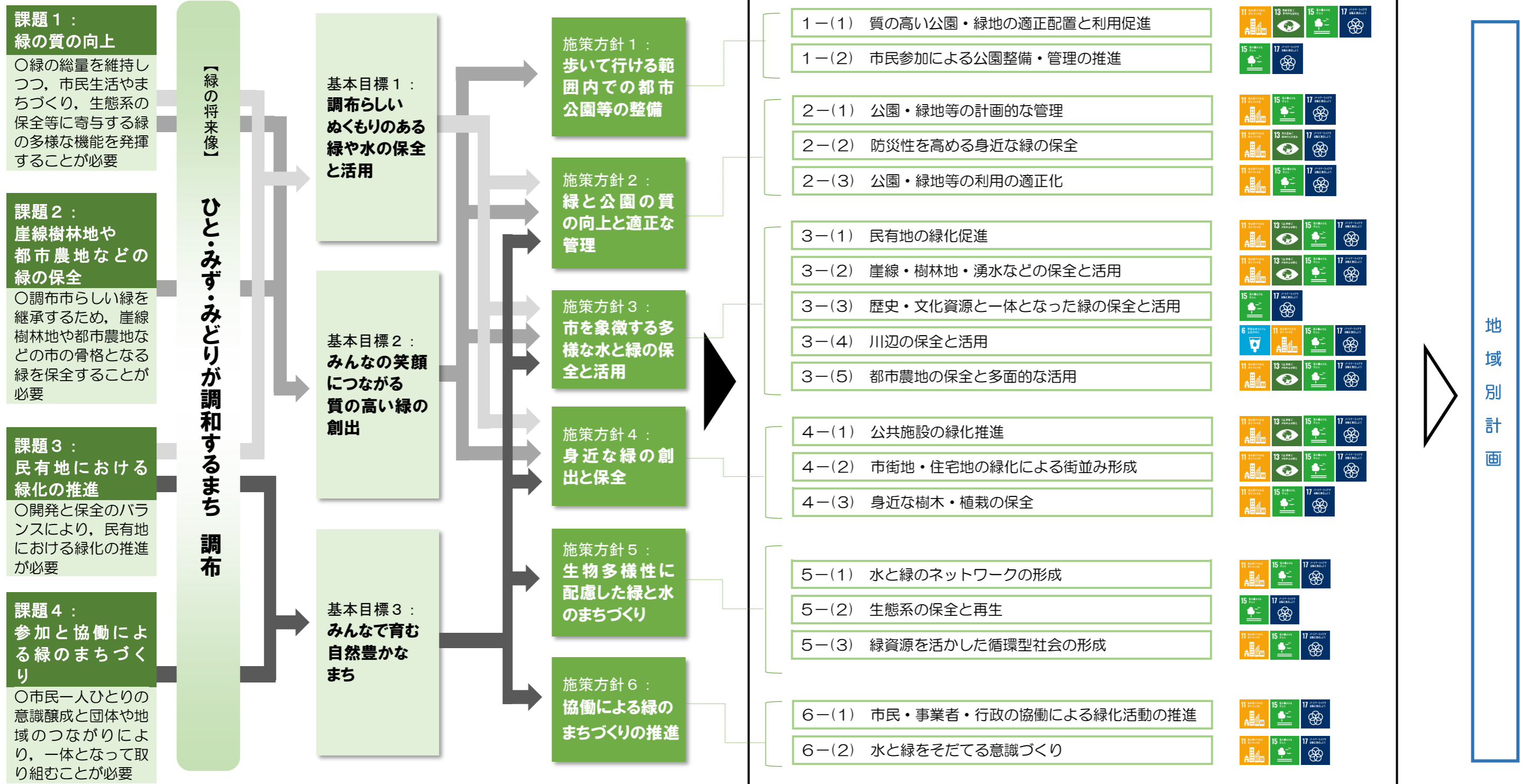
施策方針6：協働による緑のまちづくりの推進

- ・市民・事業者・行政が一体となった取組とするため、情報共有や対話の機会を増やすなかで信頼関係を構築し、市全体で意識の醸成に努めながら、協働での緑のまちづくりを推進します。

第6章 緑に関するまちづくりの取組

6-1 全体計画

本計画は、課題に対して緑の将来像を設定し、その実現のための目標及び対応する方針、施策で構成されます。これらをまとめて緑のまちづくり全般に関する指針を定める「全体計画」とし、さらに地域別に方針をまとめた「地域別計画」を位置付けます。



◆ 緑化重点地区の設定

調布市全域を緑化重点地区に指定します。調布市には豊かな水と緑の資源がありますが、みどり率は減少傾向にあり、保全と創出が求められます。そのため地域や地区を限定せずに、市全域を緑化重点地区に指定し、緑の課題解決に向けて緑化推進を図ります。

• 緑化重点地区とは…

都市緑地法第4条第2項の規定に基づき定められた「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、緑化重点地区が必要要件とされる制度・事業等として、市民緑地認定制度（平成29年施行）などがあります。また、国や都の交付金・補助事業等でも重点地区の指定区域であることが要件になることもあります。

6-2 施策

施策方針1

歩いて行ける範囲内での都市公園等の整備

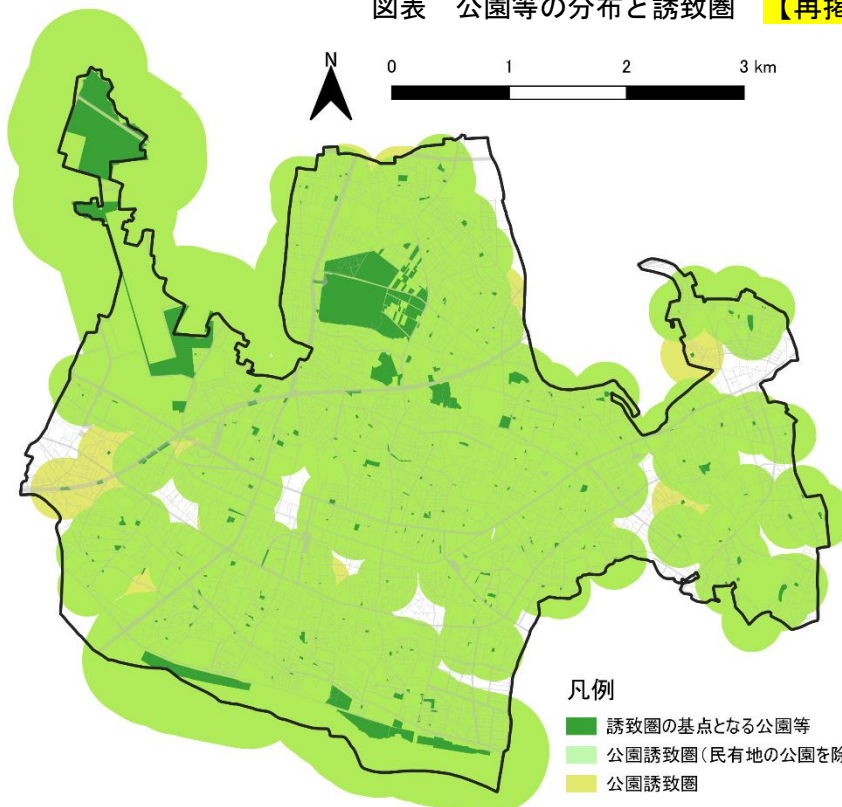
施策1-(1) 質の高い公園・緑地の適正配置と 利用促進



公園・緑地が不足している地域や借地公園のみによって誘致圏に入っている地域については、都市計画公園や民間開発に伴う提供公園・緑地等により、誘致圏の創出・維持を図ります。

また、公園については「遊び」「健康づくり」「スポーツ」「休養」「自然とのふれあい」等の機能がある中で、同様の機能を持つ公園等が集中している地域については、利用状況や地域のニーズを踏まえながら、施設更新の機会を捉えて部分的、全面的な改修による機能転換を実施し、多様なニーズへの対応を図ります。

図表 公園等の分布と誘致圏 **【再掲】**



※対象は原則として公園・児童遊園・仲よし広場とし、緑地のうち多摩川自然観察緑地については、規模や河川敷として一体的な利用が考えられることから対象とした。

※誘致圏の設定は以下の通り。
面積2ha以上の公園
…公園の外周から500m
面積2ha未満の公園
…公園の外周から250m

< 取組 >

取組 1-(1)-① 公園不足地域への対応

公園・緑地が不足している地域や借地による公園に依存している地域については、公園・緑地の新たな整備と民有地の借り上げ・公有化を検討します。また、民間開発によって創出される公園・緑地の開設にあたっては、公園不足地域の解消につながる配置を誘導します。

取組 1-(1)-② 地域特性やニーズを踏まえた公園・緑地の整備

小規模な公園・緑地が多く、画一的な公園・緑地が多くなっています。特色ある小規模な公園を増やし、それぞれの公園・緑地が機能を分担することにより、公園・緑地に求められるニーズに対応していきます。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
公共が保全する緑の面積	2019（令和元）年 149.27ha	2040（令和22）年 163ha	—
市域に対する公園誘致圏のカバー率	2019（令和元）年 94.5%	2040（令和22）年 95%	カバー率＝公園誘致圏面積（市域内）／市域面積
公園や遊び場に対する満足度	2019（令和元）年 65.2%	2040（令和22）年 70%	市民意識調査結果による

< 主な事業 >

取組 1-(1)-① 公園不足地域への対応

事業名	担当課
公園緑地の整備と公有化の推進	緑と公園課
調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（以下、街づくり条例という）や開発事業指導要綱に基づく緑化の推進	緑と公園課 都市計画課

取組 1-(1)-② 地域特性やニーズを踏まえた公園・緑地の整備

事業名	担当課
調布市公園・緑地機能再編指針に基づく既存の公園機能再編の推進	緑と公園課
公園緑地の整備と公有化の推進 【再掲】	緑と公園課
調布基地跡地留保地スポーツ・防災公園の整備検討	緑と公園課
暑熱対策の推進	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

・街づくり条例や開発事業指導要綱に準じた緑化に努めます。 【事業者】

施策 1-(2) 市民参加による公園整備・管理の推進

公園の適切な活用と質の向上のために、公園整備の構想・計画段階から地域のニーズを汲み取り、ニーズに合わせた整備を推進します。また、公園面積の増加に伴い、維持管理が課題となるため、協働による公園の維持・管理を推進します。

< 取組 >

取組 1-(2)-① 公園づくりの構想・計画段階からの市民の参画

地域のニーズに沿った公園づくりのため、ワークショップやアンケート等により構想・計画段階から市民参画を促進し、デザインや機能について市民意向が反映された公園を目指します。

取組 1-(2)-② 市民主体で運営する公園のモデル事業の検討

市民のニーズに沿った利用のあり方の実現や、維持管理の質の向上のため、市民が主体となって運営する社会実験的なモデル公園を位置づけ、市民協働による新しい公園のあり方を検討します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
公園に関するワークショップの参加者満足度	2019（令和元）年 —	2040（令和22）年 70%	アンケート結果による

< 主な事業 >

取組 1-(2)-① 公園づくりの構想・計画段階からの市民の参画

事業名	担当課
公園整備ワークショップの企画・実施	緑と公園課

取組 1-(2)-② 市民主体で運営する公園のモデル事業の検討

事業名	担当課
市民主体で運営する公園モデル事業の検討	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

- ・公園づくりの構想・計画への策定時の話し合いの場に参加し、地域の声を反映します。 【市民・事業者】
- ・市民主体で運営する公園のモデル事業の検討に積極的に参加します。 【市民・事業者】

施策方針2

緑と公園の質の向上と適正な管理

施策2-(1) 公園・緑地等の計画的な管理



調布市公園施設長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストを考慮しながら、優先度の高いものから補修・更新を実施します。都市公園の遊具に関しては社会資本整備総合交付金等も活用しながら、更新を行います。また、緑地等の樹木の太径木化、老齢化について、安全面に配慮した適正な管理を行います。これらの管理に向けて、市民や事業者と連携したパークマネジメントの検討を行っていきます。

< 取組 >

取組2-(1)-① 公園施設の計画的な日常点検、定期点検の実施

公園施設の日常点検、定期点検を計画的に実施し、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、長寿命化が図られるように維持管理を実施します。

取組2-(1)-② 公園施設の予防保全と事後保全

各施設の劣化等の状態を把握しながら、予防保全の観点から適切な維持管理を行います。機能しなくなった段階で取り替える事後保全型管理においては、更新前の機能を担保した上で、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

取組2-(1)-③ 公園・緑地の樹木の適切な維持管理

樹木等の管理計画を策定し、太径木化、老齢化した樹木の安全管理を行います。

取組2-(1)-④ 市民や事業者と連携したパークマネジメントの検討

公園・緑地のより質の高い管理に向けて、市民や事業者と連携したパークマネジメントを検討していきます。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
公園施設長寿命化計画に基づき更新した公園施設の割合	2019（令和元）年 2%	2040（令和22）年 100%	—

< 主な事業 >

取組 2－(1)－① 公園施設の計画的な日常点検，定期点検の実施

事業名	担当課
公園施設の長寿命化に向けた計画的な日常点検，定期点検の実施	緑と公園課

取組 2－(1)－② 公園施設の予防保全と事後保全

事業名	担当課
公園施設長寿命化計画に基づく補修工事	緑と公園課

取組 2－(1)－③ 公園・緑地の樹林の適切な維持管理

事業名	担当課
樹木等の管理計画を策定し，計画に基づいた適正な維持管理の実施	緑と公園課

取組 2－(1)－④ 市民や事業者と連携したパークマネジメントの検討

事業名	担当課
市民や事業者と連携したパークマネジメントの検討	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

- ・公園・緑地の樹林の管理について市と協働で取り組みます。 【市民】
- ・協働のパークマネジメントの検討に積極的に参加します。 【市民・事業者】

施策2-(2) 防災性を高める身近な緑の保全



地震・火災等の災害に加え、大雨や猛暑日など（極端現象）を起因とする都市型災害リスクの高まりを受け、グリーンインフラとしての公園・緑地の機能の強化を図ります。また、公園・緑地だけでなく、農地も含めて防災機能の整備と活用を図り、総合的に都市防災機能の向上を図ります。

< 取組 >

取組2-(2)-① 火災・延焼の危険性が高い地域におけるオープンスペースとしての緑の保全

延焼防止機能のあるオープンスペースとして公園・緑地、農地等の保全・創出を推進します。

取組2-(2)-② 土砂災害警戒区域や急傾斜崩壊危険箇所周辺の緑の保全

土砂の流出抑制のため、土砂災害警戒区域や急傾斜崩壊危険箇所周辺の緑の保全に努めます。

取組2-(2)-③ 公園における防災機能の向上

地域防災計画において避難時の一時集合場所として公園・緑地の利用が想定されており、避難場所や避難路を示す案内板の充実を図ります。

取組2-(2)-④ 農地の防災機能の活用

防災兼用の農業用井戸の設置補助により、農地の防災機能を高めます。

取組2-(2)-⑤ 緑の防災機能の啓発

都立武蔵野の森公園のかまどベンチや災害時協力農地等、緑の防災機能について周知を図るとともに、防災訓練の推進等による活用を図ります。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	2019（令和元）年 5箇所	2040（令和22）年 10箇所	—
避難場所や避難路を示す案内板の整備公園数	2019（令和元）年 0箇所	2040（令和22）年 39箇所	—

< 主な事業 >

取組 2-(2)-① 火災・延焼の危険性が高い地域におけるオープンスペースとしての緑の保全

事業名	担当課
オープンスペースとしての公園・緑地、農地等の保全・公有地化の検討	緑と公園課

取組 2-(2)-② 土砂災害警戒区域や急傾斜崩壊危険箇所周辺の緑の保全

事業名	担当課
土砂災害警戒区域や急傾斜崩壊危険箇所周辺の緑地の保全の検討	緑と公園課
市民参加による崖線や緑地の整備・管理	緑と公園課

取組 2-(2)-③ 公園における防災機能の向上

事業名	担当課
避難場所や避難路を示す案内板の充実	緑と公園課 総合防災安全課

取組 2-(2)-④ 農地の防災機能の活用

事業名	担当課
「災害時協力井戸」登録の促進	農政課 総合防災安全課
「都市農地保全支援プロジェクト補助金」を活用した防災兼用農業用井戸の設置等防災機能の強化・拡充	農政課

取組 2-(2)-⑤ 緑の防災機能の啓発

事業名	担当課
公園の防災機能マップの作成	緑と公園課 総合防災安全課

< 市民・事業者の役割 >

・崖線や緑地の管理について、市と協働で取り組みます。 【市民】

施策2-(3) 公園・緑地等の利用の適正化



誰もが安全で快適に公園・緑地を利用できるようにルールを定めるとともに、普及啓発と情報共有により、協働で緑の適正な利活用を図ります。

< 取組 >

取組2-(3)-① 公園・緑地の適正な利活用の推進

公園・緑地の快適な利活用の推進のため、ルールの明確化と普及啓発を行い、公園利用のマナーとモラルの向上を図ります。

取組2-(3)-② 市民主体で運営する公園のモデル事業の検討 **【再掲】**

市民のニーズに沿った利用のあり方の実現や、維持管理の質の向上のため、市民が主体となって運営する社会実験的なモデル公園を位置づけ、協働による新しい公園のあり方を検討します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
公園や遊び場に対する満足度 【再掲】	2019（令和元）年 65.2%	2040（令和22）年 70%	市民意識調査結果による

< 主な事業 >

取組2-(3)-① 公園・緑地の適正な利活用の推進

事業名	担当課
公園・緑地利用のルール・マナーの啓発	緑と公園課
地域における景観意識の醸成・担い手育成	都市計画課

取組2-(3)-② 市民主体で運営する公園のモデル事業の検討 **【再掲】**

事業名	担当課
市民主体で運営する公園モデル事業の検討 【再掲】	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

- ・利用のルールやマナーの向上に努めるとともに、清掃活動等に協力し、適切な公園・緑地等の利用と管理に取り組みます。 **【市民】**
- ・市民主体で運営する公園のモデル事業の検討に積極的に参加します。
【市民・事業者】

施策方針3

市を象徴する多様な水と緑の保全と活用

施策3－(1) 民有地の緑化促進



「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」(平成16年)に基づく開発事業指導要綱に則る行政指導や、地区計画の策定の際の協議会等における意識啓発等で、民間開発の際の緑化や緑地等の創出を推進します。合わせて「調布市景観計画」(平成26年)等に沿って、緑化等に対する啓発を進めていきます。

また、「調布市自然環境の保全等に関する条例」(平成8年)に基づく保全地区の指定の維持を図ります。このほか、緑化地域制度・地区計画等緑化率条例制度、特別緑地保全地区制度等の地域制緑地制度の活用を検討します。

< 取組 >

取組3－(1)－① 開発事業指導要綱による緑化の推進

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に則り、民間開発時に一定の緑化を義務付けることで、緑の創出を誘導します。

取組3－(1)－② 地区計画による緑化の推進

地区計画により、地区施設(公園、広場など)の配置や建築物の建て方や街並みのルール(生垣など)、保全すべき樹林地を定め、地区レベルにおけるまちづくりの目標やルールを共有化しながら、緑化を推進します。

取組3－(1)－③ 調布市景観計画等による緑化の推進

調布市景観計画等に則り、市街地における樹木や植栽、生垣の設置等の誘導を図ります。

取組3－(1)－④ 保全地区の維持

一定水準を満たす緑地は保全地区として指定し、維持管理のための支援を行います。

取組3－(1)－⑤ 地域制緑地制度の活用検討

特別緑地保全地区等の地域制緑地制度の活用により、面的に緑の保全を図ります。

※令和3年3月時点の特別緑地保全地区

- ・仙川崖線緑地特別緑地保全地区(仙川町3丁目及び緑ヶ丘2丁目地内/約0.69ha)
- ・みんなの森特別緑地保全地区(緑ヶ丘2丁目地内/約0.55ha)
- ・深大寺元町特別緑地保全地区(深大寺元町3丁目地内/約0.4ha)

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
調布には優れた景観があると思う市民の割合	2019（令和元）年 85.1%	2040（令和22）年 90%	市民意識調査結果による
みどり率	2019（令和元）年 34.1%	2040（令和22）年 34.1%	緑被率調査結果による

< 主な事業 >

取組3-(1)-① 開発事業指導要綱による緑化の推進

事業名	担当課
条例や開発事業指導要綱に基づく緑化の推進 【再掲】	緑と公園課 都市計画課

取組3-(1)-② 地区計画による緑化の推進

事業名	担当課
市民参加による地区計画策定等，良好な街並み形成に向けた活動の支援	緑と公園課 都市計画課
市民参加による環境に配慮したまちづくりに向けた地区計画等の検討の支援	都市計画課

取組3-(1)-③ 調布市景観計画等による緑化の推進

事業名	担当課
地域における景観意識の醸成・担い手育成 【再掲】	都市計画課
景観法や調布市景観条例，調布市景観計画等に基づく景観まちづくりの推進	都市計画課

取組3-(1)-④ 保全地区の維持

事業名	担当課
保全地区等に対する補助	緑と公園課

取組3-(1)-⑤ 地域制緑地制度の活用の検討

事業名	担当課
地域制緑地制度の活用	緑と公園課 都市計画課 農政課

< 市民・事業者の役割 >

- 条例や開発事業指導要綱に基づく緑化に努めます。 【事業者】
- 地区計画や景観計画等に適合した緑化に努めます。 【市民・事業者】
- 保全地区や特別緑地保全地区, 市民緑地等に指定された緑の保全・管理に取組みます。 【市民】

施策3－(2) 崖線・樹林地・湧水などの保全と活用



市の固有な緑であり、貴重な生態系を形成する崖線は、保全団体との協働のもと、崖線樹林地保全管理計画等にもとづき、保全を図ります。また、グリーンインフラとしての雨水浸透施設等の設置の推進により、地下水の涵養を図ります。崖線・湧水とそれがもたらした景観等を資源に、教育・文化等での活用を図ります。

< 取組 >

取組3－(2)－① 雨水浸透施設等の整備

地下水や湧水の保全、ゲリラ豪雨による都市型水害への対応のため、雨水浸透ますの設置や浸透性の高い道路舗装等により、雨水貯留浸透機能の強化を図ります。

取組3－(2)－② 崖線樹林地保全管理計画の策定や見直し

崖線樹林地保全管理計画の策定や見直しを行い、それらの計画の推進により、崖線の保全を図ります。

取組3－(2)－③ 景観形成ガイドライン(緑の景観づくり国分寺崖線編)の推進

国分寺崖線景観形成重点地区における緑化に対する配慮事項を啓発し、崖線の景観の保全を図ります。

取組3－(2)－④ 教育・文化資源としての崖線の活用

崖線の重要性・価値の普及啓発と共有のため、学校教育や社会教育の場において、環境学習に参加できる機会を創出します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数【再掲】	2019(令和元)年 5箇所	2040(令和22)年 10箇所	—
浸透施設等の設置による雨水の浸透能力	2019(令和元)年 102,666 m ³ /h	2040(令和22)年 218,300 m ³ /h	—
湧水の箇所数(豊水期)	2019(令和元)年 29箇所	2040(令和22)年 29箇所	—

< 主な事業 >

取組 3-(2)-① 雨水浸透施設等の整備

事業名	担当課
雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置及び雨水利用の推進	下水道課 環境政策課 営繕課 各施設の所管課
透水性舗装による道路整備の推進	道路管理課 街づくり事業課
湧水調査の実施	環境政策課
雨水浸透の重要性に関する普及啓発	環境政策課

取組 3-(2)-② 崖線樹林地保全管理計画の策定や見直し

事業名	担当課
崖線樹林地の保全管理計画の策定と見直し	緑と公園課

取組 3-(2)-③ 景観形成ガイドライン（緑の景観づくり国分寺崖線編）の推進

事業名	担当課
景観形成ガイドライン（緑の景観づくり国分寺崖線編）の推進	都市計画課

取組 3-(2)-④ 教育・文化資源としての崖線の活用

事業名	担当課
深大寺・佐須地域の公有地等における農業体験などの環境学習の推進	環境政策課
深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりの推進	緑と公園課 環境政策課 都市計画課

< 市民・事業者の役割 >

- ・雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置により、雨水浸透の取組に努めます。 【市民・事業者】
- ・市と協働し、崖線樹林地保全管理計画の策定や見直しを行います。 【市民】
- ・景観形成ガイドライン（緑の景観づくり国分寺崖線編）に即した景観形成を図ります。 【市民・事業者】
- ・深大寺・佐須地域の資源を活かした環境学習や景観づくりに努めます。 【市民・事業者】

施策3-(3) 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用



布多天神社や深大寺，実篤公園，下布田遺跡等，歴史資源と一体となった樹林地や公園といった緑については，史跡や天然記念物等とあわせて保全を図ります。社寺林については所有者と行政が協力しながら，親しみのもてる歴史・文化とのふれあいの場としての活用を検討します。緑の歴史・文化性を高めることで，緑そのものの価値を高めていきます。

< 取組 >

取組3-(3)-① 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用

寺社や文化財等の歴史資源に付帯する緑については，所有者と協力しながら一体となった保全と活用を図ります。

取組3-(3)-② 天然記念物等の指定による社寺林の保全

貴重な樹木等については天然記念物として指定し，所有者と協力しながら保全を図ります。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
調布には優れた景観があると思う市民の割合【再掲】	2019（令和元）年 85.1%	2040（令和22）年 90%	市民意識調査結果による

< 主な事業 >

取組 3-(3)-① 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用

事業名	担当課
社寺林，屋敷林等の保全のための支援	緑と公園課
指定文化財の適切な保全・管理	郷土博物館
国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡の保全・整備・PR	郷土博物館
歴史・文化遺産に係る普及啓発事業の企画開催	郷土博物館
実篤公園の保全・整備	緑と公園課 郷土博物館
深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりの推進 【再掲】	緑と公園課 環境政策課 都市計画課

取組 3-(3)-② 天然記念物等の指定による社寺林の保全

事業名	担当課
指定文化財の適切な保全・管理 【再掲】	郷土博物館

< 市民・事業者の役割 >

- ・地域の緑の象徴となる社寺林や屋敷林の保全・管理を市と協働で取り組みます。
【市民】
- ・深大寺・佐須地域の資源を活かした景観づくりに努めます。 【市民・事業者】

施策3－(4) 川辺の保全と活用



良質な河川・水路の環境形成のための取組を河川管理者である国や東京都と連携しながら進めます。市民協働で清掃活動や川を汚さない取組を推進するほか、野川や多摩川、仙川といった河川については、親水性の高い空間について、市民団体と連携しながら活用を図ります。

< 取組 >

取組3－(4)－① 良質な河川環境の保全・活用

市民協働により、きれいで親しみのある河川環境を保全・管理しながら活用していきます。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
調布には優れた景観があると思う市民の割合【再掲】	2019（令和元）年 85.1%	2040（令和22）年 90%	市民意識調査結果による

< 主な事業 >

取組3－(4)－① 良質な河川環境の保全・活用

事業名	担当課
多摩川・野川クリーン作戦の実施	環境政策課
節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発	下水道課
河川管理者への水辺環境の整備促進を要望	環境政策課 緑と公園課
多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進	環境政策課 公民館
深大寺・佐須地域における緑と水辺環境の一体的な保全	環境政策課 緑と公園課

< 市民・市民団体・事業者の役割 >

- ・節水に努めるとともに、汚れた生活排水等をなるべく流さない等の河川を汚さないための取組と、河川をきれいにする取組を行います。【市民】
- ・排水処理施設の保守・管理を徹底し、有害物質の漏えい防止、水質汚濁負荷の低減に努めます。【事業者】

施策3－(5) 都市農地の保全と多面的な活用



都市緑地法の一部改正に伴い、農地が緑地として明確に定義されたことを受けて、崖線樹林地等との一体的な保全の検討をします。

指定から30年が経過し、多くの生産緑地の買取申出が可能となる2022年問題への対応として、特定生産緑地への指定や、営農継続のための支援を行います。

担い手不足の解消のため、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年）の制定の周知を図り、農地貸借や市民農園・体験農園（農業体験ファーム）等の開設を促進します。また、援農ボランティア等の活用の検討により、農の担い手の育成・支援を図ります。

武蔵野の水と緑の生活文化を育ててきた環境を次世代へ継承されるよう比較的まとまった農地や屋敷林が残る深大寺・佐須地域、深大寺北部地域、染地・布田地域を「農の里」と位置づけ、保全に取り組みます。

< 取組 >

取組3－(5)－① 営農継続への支援・検討

環境・景観形成やコミュニティの場の創出、食育、地産地消などの都市農業の多面的な機能の活用を図りながら、都市農業への理解者を増やし、農家が営農を続けられるための支援を行います。

高齢化した農家等に対して多様な主体による営農の支援のため、援農ボランティアを活用した地域で支える農業のあり方の構築を図ります。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年）」により、農地の貸し借りがしやすくなったことについて関連団体と連携し周知を図り、農地の保全に努めます。

取組3－(5)－② 生産緑地の追加指定及び特定生産緑地の指定促進

生産緑地の追加指定に引き続き取り組むとともに、特定生産緑地への指定に向けて、制度の周知と相談業務を行い、指定を推進します。

取組3－(5)－③ 市民農園・農業体験ファームの充実

市民の農業に対する理解を深め、農のあるライフスタイルと都市景観の実現のため、市民農園の充実を図ります。

取組3－(5)－④ 農の風景育成地区の取組の推進

深大寺・佐須地域農の風景育成地区について、比較的まとまった農地や屋敷林が残る特色ある風景を形成しているモデル地域として先導的事業を展開し、地域の環境保全・活用を図ります。

< 取組 >

取組 3-(5)-⑤ 食育の推進

給食での地産地消の取組や学童農園事業を支援し、次世代への食育を推進します。

取組 3-(5)-⑥ 農の里計画の推進

「農の里」では、市民に農のふれあいの場づくり、屋敷林や社寺林の保全に取り組めます。

取組 3-(5)-⑦ 都市農地の保全

都市農地の保全に関する各種制度を用い、里山環境を構成する貴重な都市農地の保全を図ります。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
みどり率【再掲】	2019（令和元）年 34.1%	2040（令和22）年 34.1%	緑被率調査結果による

< 主な事業 >

取組 3-(5)-① 営農継続への支援・検討

事業名	担当課
担い手への包括的な支援の拡充	農政課
都市農業育成対策事業の推進	農政課
直売の利用促進	農政課
国や都の支援制度の活用及び新たな制度の導入・要望	農政課
「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知，活用	農政課

取組 3-(5)-② 生産緑地の追加指定及び特定生産緑地の指定促進

事業名	担当課
生産緑地の追加指定の促進	都市計画課 農政課
特定生産緑地の指定促進	都市計画課 農政課

取組 3-(5)-③ 市民農園・農業体験ファームの充実

事業名	担当課
市民農園事業の推進	農政課
農業体験ファーム事業の推進	農政課

取組 3-(5)-④ 農の風景育成地区の取組の推進

事業名	担当課
深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全【再掲】	環境政策課 緑と公園課
深大寺・佐須地域農の風景育成地区における農の風景を継承する取組の推進	環境政策課 緑と公園課 農政課

取組 3-(5)-⑤ 食育の推進

事業名	担当課
農家と学校のマッチング等による学童・学校農園の推進	農政課 指導室
食育に取り組む学校・保育所等への支援及び農業体験等の食育の取組を希望する学校・保育所等への支援を検討	農政課 学務課 保育課
給食食材への地場産野菜・果物の利用拡大	農政課 学務課 保育課

取組 3-(5)-⑥ 農の里計画の推進

事業名	担当課
武蔵野のくらしの文化を伝える農の里づくりの推進	緑と公園課

取組 3-(5)-⑦ 都市農地の保全

事業名	担当課
新たな用途地域である「田園住居地域」の指定の研究	都市計画課 環境政策課 緑と公園課 農政課
地区計画など都市計画制度を活用した農地保全制度の研究	都市計画課 環境政策課 緑と公園課 農政課

< 市民・事業者の役割 >

- ・地産地消の推進や市民農園・農業体験ファーム、援農ボランティア等への参加により、営農支援を行います。 【市民】

施策方針4

身近な緑の創出と保全

施策4-(1) 公共施設の緑化推進



ヒートアイランド現象の緩和等の地球温暖化対策や緑の景観形成等を目的として、公共施設の壁面緑化等により緑化の推進を図ります。とくに、学校施設において緑のカーテンを設置することにより、室温の上昇抑制と環境教育としての活用を図ります。また公園の緑や、街路樹の整備を推進します。

< 取組 >

取組4-(1)-① 公園の緑や街路樹の整備・保全

市民にとって身近な緑である公園の緑や街路樹の整備・保全を行います。

取組4-(1)-② 公共施設における壁面緑化の推進

学校施設をはじめとした公共施設において窓や壁面を緑で覆う「緑のカーテン」を設置することで、冷房負荷の低減（節電）、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の防止などに貢献します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
公共が保全する緑の面積【再掲】	2019（令和元）年 149.27ha	2040（令和22）年 163ha	—

< 主な事業 >

取組 4-(1)-① 公園の緑や街路樹の整備・保全

事業名	担当課
都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	街づくり事業課 道路管理課
公園・緑地の整備と公有化の推進 【再掲】	緑と公園課

取組 4-(1)-② 公共施設における壁面緑化の推進

事業名	担当課
公共施設の壁面緑化の推進	環境政策課 緑と公園課
公共施設整備における緑の創出と保全	営繕課 施設所管課
小・中学校校舎の屋上緑化・壁面緑化の推進	教育総務課

< 市民・事業者の役割 >

- ・市と協働して、公園の緑の維持管理に努めます。 **【市民】**

施策4－(2) 市街地・住宅地の緑化による 街並み形成



緑に関する各種法制度等の周知・活用推進により、まちなかの民有地における緑地・樹木の創出・保全を誘導します。

< 取組 >

取組4－(2)－① 市民に活用しやすい緑化の補助等の制度の周知・活用推進
市民緑地認定制度，緑地協定制，生垣の設置補助制度等，市民に活用しやすい緑化の補助等の制度について，周知・情報提供・相談業務を推進し，市民による緑化を支援します。

取組4－(2)－② 保存樹木・保存生垣の維持管理の支援
一定の基準を満たす樹林・樹木・生垣を保全樹木・保存生垣として指定し，所有者と協力しながら保全を図ります。
また，生垣設置等補助金を活用して設置された生垣についても適正管理を働きかけます。

取組4－(2)－③ 民間施設における敷地内や屋上・壁面緑化の推進
都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び市の開発指導要綱にもとづき，民間施設における緑化を推進します。

取組4－(2)－④ 景観形成重点地区・景観形成推進地区における緑の街並みの形成
調布市景観計画で位置付けられる深大寺通り周辺景観形成重点地区，国分寺崖線景観形成重点地区，景観形成推進地区及び一般地域について，一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合に届け出対象とし，規模が大きいものについては開発事業に係る事前協議による緑化の指導を行います。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
調布には優れた景観があると思う市民の割合【再掲】	2019（令和元）年 85.1%	2040（令和22）年 90%	市民意識調査結果による

< 主な事業 >

取組 4-(2)-① 市民に活用しやすい緑化の補助等の制度の周知・活用推進

事業名	担当課
新設生垣に対する補助	緑と公園課
公遊園等清掃協力者への助成 【再掲】	緑と公園課
市民団体による崖線樹林地維持保全活動への支援	緑と公園課
市民緑地認定制度の活用推進	緑と公園課

取組 4-(2)-② 保存樹木・保存生垣の維持管理の支援

事業名	担当課
社寺林、屋敷林等の保全のための支援 【再掲】	緑と公園課
保全地区等に対する補助 【再掲】	緑と公園課

取組 4-(2)-③ 民間施設における敷地内や屋上・壁面緑化の推進

事業名	担当課
民間施設の敷地内や屋上緑化の推進	緑と公園課

取組 4-(2)-④ 景観形成重点地区・景観形成推進地区における緑の街並みの形成

事業名	担当課
景観法や調布市景観条例、景観計画等に基づく景観まちづくりの推進 【再掲】	都市計画課

< 市民・事業者の役割 >

- 樹木や生垣に対する補助や緑化活動への補助事業を活用しながら、身近な緑の保全・創出に努めます。 【市民】
- 景観法や調布市景観条例、景観計画等に即した景観形成を図ります。 【市民・事業者】

施策4－(3) 身近な樹木・植栽の保全



一定の基準を満たした樹木や生垣は、保存樹木・保存生垣として指定し、維持管理についての支援を行います。その他、景観重要樹木の指定や屋敷林の維持管理の支援等により身近な樹木の保全を図ります。

< 取組 >

取組4－(3)－① 保存樹木・保存生垣の指定による維持管理の支援 **【再掲】**

一定の基準を満たす樹林・樹木・生垣を保全樹木・保存生垣として指定し、所有者と協力しながら適正に管理し、保全を図ります。

また、生垣設置等補助金を活用して設置された生垣についても適正管理を働きかけます。

取組4－(3)－② 景観重要樹木の指定

地域の良好な景観の形成にとって重要な樹木や市民に親しまれている樹木等を景観重要樹木に指定し、保全を図ります。

取組4－(3)－③ 屋敷林の維持管理の支援

地域のシンボルとなり、農地と一体となって農景観を構成している屋敷林については、所有者と協力しながら保全を図ります。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
保存樹木の総本数	2019（令和元）年 3,353 本	2040（令和22）年 3,353 本	—

< 主な事業 >

取組 4-(3)-① 保存樹木・保存生垣の指定による維持管理の支援 **【再掲】**

事業名	担当課
社寺林，屋敷林等の保全のための支援	緑と公園課
保全地区等に対する補助	緑と公園課

取組 4-(3)-② 景観重要樹木の指定

事業名	担当課
景観重要樹木の指定	都市計画課

取組 4-(3)-③ 屋敷林の維持管理の支援

事業名	担当課
社寺林，屋敷林等の保全のための支援 【再掲】	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

- 樹木や生垣に対する補助事業を活用しながら，身近な緑の保全・創出に努めます。
【市民・市民団体】

施策方針5

生物多様性に配慮した緑と水のまちづくり

施策5－(1) 水と緑のネットワークの形成



水辺空間や公園・緑地，公共施設等を結び，だれもが快適で安心して歩くことができる緑道・散策路のネットワークの形成を図ります。

< 取組 >

取組5－(1)－① 市の緑の骨格となる崖線の保全

市の緑の骨格として大きな役割を果たしている崖線の保全を行います。公有地化の推進や，市民団体と連携した維持管理を図ります。

取組5－(1)－② 鉄道敷地の緑道整備

調布・布田・国領の3駅の駅前広場と各駅をつなぐ連続した貴重な都市空間のうち，緑道について整備を進めます。

取組5－(1)－③ 駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり

駅利用者の多くの目に留まる駅周辺については，花いっぱい運動の推進により，駅周辺の花と緑のあふれる空間づくりを進めます。

取組5－(1)－④ 都市計画道路における街路樹の整備と維持管理

今後整備される都市計画道路については，沿道の土地利用状況等に応じて街路樹を整備し，既設の街路樹と合わせてネットワークを形成します。

取組5－(1)－⑤ 河川・用水路の緑化

多摩川や野川，仙川等の河川については，河川沿いの緑化などにより，水辺環境や景観の向上を図ります。また，近隣市・区とも連携し，河川空間の活用による広域的なネットワークの形成を図ります。

取組5－(1)－⑥ 回遊性を高めるまちづくり

水と緑の地域資源の魅力を伝え，地域資源を結ぶネットワークの回遊性を高めます。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
花いっぱい運動事業活動面積	2019（令和元）年 2,335 m ²	2040（令和22）年 5,000 m ²	—
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数【再掲】	2019（令和元）年 5箇所	2040（令和22）年 10箇所	—
公共が保全する緑の面積【再掲】	2019（令和元）年 149.27ha	2040（令和22）年 163ha	—

< 主な事業 >

取組5－(1)－① 市の緑の骨格となる崖線の保全

事業名	担当課
崖線樹林地等の公有化・保全管理	緑と公園課
樹林・緑地の維持管理活動支援団体の設立支援・育成	緑と公園課
深大寺・佐須地域における緑と水辺環境の一体的な保全	緑と公園課 環境政策課
市民参加による崖線や緑地の整備・管理【再掲】	緑と公園課
市民団体による崖線樹林地維持保全活動への支援【再掲】	緑と公園課

取組5－(1)－② 鉄道敷地の緑道整備と維持管理

事業名	担当課
鉄道敷地の緑道整備と維持管理	街づくり事業課 道路管理課

取組5－(1)－③ 駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり

事業名	担当課
花いっぱい運動の推進	緑と公園課
駅前広場の整備と維持管理	街づくり事業課 道路管理課

取組 5-(1)-④ 都市計画道路における街路樹の整備と維持管理

事業名	担当課
緑化に配慮した都市計画道路の整備	街づくり事業課
都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全【再掲】	街づくり事業課 道路管理課
街路樹の維持管理	道路管理課

取組 5-(1)-⑤ 河川・水路の緑化

事業名	担当課
近隣市区との連携による河川の空間の活用の検討	緑と公園課
深大寺・佐須地域の水路沿い散策ルート of 環境整備	環境政策課

取組 5-(1)-⑥ 回遊性を高めるまちづくり

事業名	担当課
回遊・散策ルートマップづくり	緑と公園課
深大寺地区街なみ環境整備事業の実施	都市計画課

< 市民・事業者の役割 >

- ・市と協働で、崖線樹林地保全活動に努めます。【市民】
- ・花いっぱい運動を推進しながら駅周辺の花と緑のあふれる空間づくりに取り組みます。【市民】

施策5－(2) 生態系の保全と再生



崖線や屋敷林、水辺等、生き物の棲み処を保全するとともに、生き物の移動空間となる街路樹等のネットワーク形成を図ります。また、継続的な調査による生態系の観測を行い、重要種等の実態把握を行います。

< 取組 >

取組5－(2)－① 生き物の生息空間の保全・創出

崖線や樹林地など、生き物の生息空間となるまとまりのある緑や、街路樹等の連続性のある緑を保全し、生物多様性の維持に努めます。

また、河川、水路等のネットワークの整備・管理を行い、生き物が移動しやすい空間を保全・創出します。

取組5－(2)－② 継続的な生態系の観測調査

崖線等の樹林地に生息する、重要種等の希少生物について、定期的に生態系調査を行い、実態把握に努めます。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
自然環境調査の実施回数	2019（令和元）年 23回 [H28～R元の累計]	2040（令和22）年 156回 [H28～R22の累計]	—

< 主な事業 >

取組 5 - (2) - ① 生き物の生息空間の保全・創出

事業名	担当課
生物多様性地域戦略の策定の検討	環境政策課 緑と公園課
公園等における生物の生息に適した空間の確保	緑と公園課
事業者と連携した河川敷等での特定外来生物(植物)駆除活動の実施	環境政策課
在来種を活用した緑化の検討	緑と公園課
生物多様性の保全を踏まえた既存水路(深大寺・佐須地域)の環境整備の検討	環境政策課
都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全 【再掲】	街づくり事業課 道路管理課
街路樹の維持管理 【再掲】	道路管理課
緑化に配慮した都市計画道路の整備 【再掲】	街づくり事業課

取組 5 - (2) - ② 継続的な生態系の観測調査

事業名	担当課
自然環境や生物調査の実施・把握と結果の公表	環境政策課
国分寺崖線などの崖線緑地における生物の生息・生育環境調査の実施	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

- ・ 特定外来生物を放さないように生き物・ペット等の管理を行います。 【市民】
- ・ 市と協働し、生態系や水質等の自然環境調査に取り組みます。【市民】

施策5－(3) 緑資源を活かした循環型社会の形成



せん定枝資源化や枝葉チップたい肥化といった緑資源を活かした取組を推進します。環境学習として学校教育等における連携により、普及啓発を進め、循環型社会の構築に向けた機運醸成を図ります。

< 取組 >

取組5－(3)－① 緑資源の再利用の推進

せん定枝資源化や枝葉チップたい肥化等の再利用できる資源の活用を図るための取組を促進します。

取組5－(3)－② 環境学習の推進

学校や環境市民団体との連携により、水や緑を活用した環境学習の機会を創出し、普及啓発を図ります。

取組5－(3)－③ 食育の推進 **【再掲】**

給食での地産地消の取組やJAグループが行う学童農園事業を支援し、次世代への食育を推進します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
自然体験学習の参加者人数	2019（令和元）年 5,032人 [H28～R元の累計]	2040（令和22）年 19,000人 [H28～R22の累計]	—

< 主な事業 >

取組 5-(3)-① 緑資源の再利用の推進

事業名	担当課
せん定枝資源化支援事業の推進	ごみ対策課
枝葉チップ等配布事業の推進	緑と公園課

取組 5-(3)-② 環境学習の推進

事業名	担当課
里山を活かした体験学習プログラムの実施	環境政策課 緑と公園課
里山に関する環境学習の推進	環境政策課 緑と公園課
SDGs を含む環境に関する学習機会の提供	指導室
学校授業への講師派遣	環境政策課
自然体験型環境教育の推進	指導室
多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進 【再掲】	環境政策課 公民館
環境学習プログラム・教材の提供	環境政策課
深大寺・佐須地域の環境資源を活用した市民との協働による環境学習事業の推進	環境政策課
多摩川自然情報館における夏休みイベント、多摩川自然情報館まつり、月別イベント等の実施	環境政策課
小中学生等への環境活動機会の提供	環境政策課
調布こどもエコクラブでの環境保全・調査活動の実践	環境政策課
都立農業高校・相互友好協力協定大学との連携による環境学習の推進	環境政策課
環境活動交流会の開催	環境政策課

取組 5 - (3) - ③ 食育の推進【再掲】

事業名	担当課
農家と学校のマッチング等による学童・学校農園の推進	農政課 指導室
食育に取り組む学校・保育所等への支援及び農業体験等の食育の取組を希望する学校・保育所等への支援を検討	農政課 学務課 保育課
給食食材への地場産野菜・果物の利用拡大	農政課 学務課 保育課

< 市民・事業者の役割 >

- せん定枝や落ち葉等の再資源化や地産地消の取組に協力します。 【市民】
- 学校が取り組む環境教育の取組に協力します。 【市民】
- 環境イベント等に参画し、環境に対する学びを深め、意識を高めます。 【市民】

施策方針6

協働による緑のまちづくりの推進

施策6－(1) 市民・事業者・行政の協働による 緑化活動の推進



樹木せん定やガーデニング等の緑化技術に関する公開講座を開催し、市民による緑化の技術面でのサポートを行います。

崖線樹林地維持保全活動や公遊園等清掃協力者への支援を行い、市民主体の緑化活動の維持・存続を図ります。また、その他緑化を担う地域主体の活動の運営を支援します。

市民・事業者・行政の協働のため、お互いの情報交換や意思疎通、各種相談を受ける機会や場を創出し、意識醸成と連携を深めていきます。

< 取組 >

取組6－(1)－① 緑化技術に関する公開講座の開催

生垣・植栽の管理や、屋上・壁面緑化の整備等、造園技術について学ぶ機会を設け、市民の手による緑化活動を支援します。

取組6－(1)－② 緑化保全活動への支援

地域住民が主体的に実施する花植えや清掃活動を支援し、緑化活動における意識醸成を図ります。

取組6－(1)－③ アダプト制度の検討

市内の公園・緑地の維持管理に関わる団体を登録するアダプト制度を推進します。登録団体には清掃用具の提供、備品の貸出や傷害保険の加入、団体の活動広報等の支援をします。

取組6－(1)－④ 市民・団体・行政間の情報共有・意見交換の機会の創出

市民の緑化活動の円滑的な推進と活動の担い手同士の交流による活性化のため、緑化活動に関わる市民・団体・行政が定期的に集い、取組や課題を共有し合う場を設けます。

取組6－(1)－⑤ 市民の緑化活動を総合的にサポートする仕組みの検討

技術支援、人材紹介・育成、広報等、市民の緑化活動を総合的にサポートする仕組みについて、市民活動支援センター等の既存組織の強化を含め検討します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
公遊園等清掃協力団体数	2019（令和元）年 20 団体	2040（令和 22）年 40 団体	—
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数 【再掲】	2019（令和元）年 5 箇所	2040（令和 22）年 10 箇所	—
緑化活動参加者の割合	2019（令和元）年 50.6%	2040（令和 22）年 60%	—

< 主な事業 >

取組 6－(1)－① 緑化技術に関する公開講座の開催

事業名	担当課
雑木林の管理に向けた講座の実施	環境政策課
雑木林ボランティア講座の実施による人材育成講座の実施	環境政策課
樹木せん定入門講座の実施	緑と公園課
ガーデニング講座の実施	緑と公園課

取組 6－(1)－② 緑化保全活動への支援

事業名	担当課
市民参加による地区計画策定等，良好な街並み形成に向けた活動の支援 【再掲】	都市計画課
地区協議会の活動支援	協働推進課
街づくり準備会・協議会の活動支援	都市計画課
花いっぱい運動の推進	緑と公園課
公遊園等清掃協力者への助成	緑と公園課

取組 6－(1)－③ アダプト制度の検討

事業名	担当課
公遊園等清掃協力者への助成 【再掲】	緑と公園課
樹林・緑地の維持管理活動支援団体の設立支援・育成 【再掲】	緑と公園課
市民団体による崖線樹林地維持保全活動への支援 【再掲】	緑と公園課

取組 6-(1)-④ 市民・団体・行政間の情報共有・意見交換の機会の創出

事業名	担当課
雑木林連絡会の運営支援	緑と公園課
地区協議会の推進 【再掲】	協働推進課
街づくり準備会・協議会の活動支援 【再掲】	都市計画課
広域的な環境保全活動に向けた他自治体等との連携	環境政策課

取組 6-(1)-⑤ 市民の緑化活動を総合的にサポートする仕組みの検討

事業名	担当課
協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討	緑と公園課
市民団体等への環境保全活動の拠点となる場の提供	環境政策課
中間支援組織の検討	緑と公園課

< 市民・事業者の役割 >

- ・緑化技術を研鑽し、市民が管理・保全する緑の質を高めます。 【市民】
- ・地域活動へ参加し、地域単位での緑のまちづくりを推進します。 【市民】
- ・市と協働し、公園・緑地・樹林・崖線等の維持管理に努めます。 【市民】
- ・緑化を推進する団体同士の情報共有や連携を高め、市民による緑のまちづくりを推進します。 【市民】

施策6－(2) 水と緑をそだてる意識づくり

市民が一体となって緑の保全・活用に参加できるイベントや緑に関する意識啓発のためのイベントを開催し、緑に関する市民活動同士の情報共有や一般市民の交流機会の創出を図るとともに、こうした市民活動を評価する場としての活用を図り、緑化に対する機運を高めま

す。
また、学校教育においては、緑のカーテンやビオトープといった設備や環境学習、給食での地産地消の取組等を通じて、緑の保全・活用に向けた意識醸成を図ります。

< 取組 >

取組6－(2)－① 市民が一体感を感じる緑化イベントの開催

花いっぱい運動やふれあいのみちづくり事業、緑と花の祭典等を実施し、市民の緑化活動を表彰しながら発信し、市民の意識醸成を図りながら、緑化活動の担い手が一体感と誇りを持てる場を創出します。また、食と農を融合させ生活に寄り添った緑の魅力を伝えます。実施にあたっては親子等の若い世代の参加率が高まるように学校現場との連携を深めます。

取組6－(2)－② 環境学習の推進【再掲】

市民団体等との連携や、多摩川自然情報館の活用により、水や緑を活用した環境学習の機会を創出し、普及啓発を図ります。

取組6－(2)－③ 食育の推進【再掲】

給食での地産地消の取組やJAグループが行う学童農園事業を支援し、次世代への食育を推進します。

< 施策の指標 >

指標	現状値	目標値	算出法
緑化活動参加者の割合	2019（令和元）年 50.6%	2040（令和22）年 60%	—
緑に関する満足度	2019（令和元）年 69.3%	2040（令和22）年 80%	市民意識調査結果による

< 主な事業 >

取組 6-(2)-① 市民が一体感を感じる緑化イベントの開催

事業名	担当課
花いっぱい運動の推進 【再掲】	緑と公園課
幅広い市民を対象とした環境イベントの開催	環境政策課 緑と公園課
環境フェアの実施	環境政策課
緑と花の祭典の実施	緑と公園課
ふれあいのみちづくり事業の推進	道路管理課

取組 6-(2)-② 環境学習の推進 **【再掲】**

事業名	担当課
里山を活かした体験学習プログラムの実施	環境政策課 緑と公園課
里山に関する環境学習の推進	環境政策課 緑と公園課
SDGsを含む環境に関する学習機会の提供	指導室
学校授業への講師派遣	環境政策課
自然体験型環境教育の推進	指導室
多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進	環境政策課 公民館
環境学習プログラム・教材の提供	環境政策課
深大寺・佐須地域の環境資源を活用とした市民との協働による環境学習事業の推進	環境政策課
多摩川自然情報館における夏休みイベント, 多摩川自然情報館まつり, 月別イベント等の実施	環境政策課
小中学生等への環境活動機会の提供	環境政策課
調布こどもエコクラブでの環境保全・調査活動の実践	環境政策課
都立農業高校・相互友好協力協定大学との連携による環境学習の推進	環境政策課
環境活動交流会の開催	環境政策課

取組 6-(2)-③ 食育の推進 **【再掲】**

事業名	担当課
農家と学校のマッチング等による学童・学校農園の推進	農政課 指導室
食育に取り組む学校・保育所等への支援及び農業体験等の食育の取組を希望する学校・保育所等への支援を検討	農政課 学務課 保育課
給食食材への地場産野菜・果物の利用拡大	農政課 学務課 保育課

< 市民・事業者の役割 >

- 緑や環境のイベント等に参画し、学びを深め、意識を高めます。 【市民】
- 学校が取り組む環境学習等の取組に協力します。 【市民】